慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究八〕一個の債権の数量的な一部請求について の判決の既判力 損害賠償請求事件 (昭和三七年八月一〇日、第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 伊東, 乾(Itō, Susumu) 民事訴訟法研究会(Minji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.11 (1963. 11) ,p.109- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19631115-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

昭三七7(最高民集一六卷)

一個の債権の数量的な一部請求についての判決の既判力

である。第一密は、Xの訴を不適法として却下した。第一審被告訴 ろ、Zはこれを処分してしまつた。XはYに対し、損害額右物件の に寄託した。 Yは過失で右床板を受領権限なき Ζ に返還した とこ 三〇万円の床板を倉庫業者Y(被告・被控訴人・上告人・前訴被告) X(原告・控訴人・被上告人・前訴原告)は、その所有になる価格 損害賠償請求事件(昭三七・八・一〇、第二小法廷判決) と思われる。X控訴 前訴の確定判決の既判力に抵触する、 一部であるとして、未払残金二〇万円について支払を求めることは として判決されたものではない。従つて今本訴において右請求権の 容されているのであつて、決してその有する請求権の一部を訴訟物 の支払を求め、原告の過失を斟酌された結果内金八万円の請求を認 して本件訴訟は既に確定判決を経た事件と当事者及び訴訟物を同一 訟代理人は、原告の請求はこれを棄却するとの判決を求め、答弁と に対し残額二〇万円とこれに対する遅延損害金を訴求したのが本件 でX敗訴。控訴審でうち八万円が認容されて判決確定。後刻XはY 価格三○万円の内金一○万円を前訴において訴求した。前訴第一審 右前訴において、ⅩはYに対して損害賠償として金一○万円 という主張が容れられたもの

控訴密裁判所は、およそ金銭債権の一部は本来特定のできない性質

審差戻の判決をなした。Yが上告。不適法として却下した原判決は失当であるとして、原判決取消、原不適法として却下した原判決は失当であるとして、原判決取消、原のものであり、その一部を行使することは債権者の自由であるから

定判決の既判力に抵触する、と主張している。 定判決の既判力に抵触する、と主張している。 定判決の既判力に抵触する、と主張している。 定判決の既判力に抵触する、と主張している。 定判決の既判力に抵触する、と主張している。 定談、 (1)前訴におけるXの請求権及其額がいから、 (2) たとえ被告人の主観において三○万円の請求権ありと信じその一部一○万円を訴求したとしても、受訴裁判所は案理の結果当該請求権がその一部とされた一○万円にも満たない金八万円であると認定したものである。したがつて、本件後訴は前訴の確めである。と主張している。

いと解するのが相当である」として上告桑却。 て右一部の請求についての確定判決の既判力は残部の請求に及ばなて右一部の請求についての確定判決の既判力は残部の請求に及ばなる み判決を求める旨を明示して訴が提起された場合は、訴訟物となるみ判決を求める旨を明示して訴が提起された場合は、訴訟物となるとれに対して上告案では、「一個の債権の数量的な一部について のこれに対して上告案では、「一個の債権の数量的な一部について の

判旨に賛成。

(小山「金額請求について」民訴雜誌六号一一五頁、斎藤判批民商四一卷二号一一八頁、肯定說をとる学説としては、村松「金銭債権の一部請求」法律時報二九卷四号四七〇頁、一、一部請求の可否については、判例、学説ともに対立している

判

判

述べてみようと思う。 ここでそれを繰返す積りはない。以下その後気のついた点について、私はかつて本誌上前掲論文中でこの点について既に論じたので、

や既判力の点では同じに取扱われても仕方がないのだ、 すと同時に、 処分権主義の枠内で自由であつて、 う方法を当然のこととして認めていることからも 明ら かで あるご てもやむをえないとみるべきだとするにあることは、 分断せしめようと意図しても、 れば分離しうるのが金銭・代替物の請求の特異性であると率直に認 、ーlOO頁)「一部請求は求める給付命令の上限を画する行為として 前掲判批九九)「一部請求は求める給付命令の上限を画する行為として 分量的に割つて来ても全額が訴訟物になつているのと訴訟係属 の真意は不適法として却下すべきであるというにあるのではな 三ヶ月教授は従来の否定説を以下のごとく理解される。 面 権全額が一つのものとして判断の客体となり、 で 審判の対象と給付判決を求める限度を原告がそう欲す 訴訟物として司法的判断を受けるという効果の面で 訴訟制度の本旨からすれば無視され 決して不適法ではないと云い直 請求拡張とい その点をも 他面で当事 ٦

> 説は、 Ļ 者が欲すれば数額の点――どの限度までを国家機関を煩わしてまで る。 同 も強制的実現を意図するかという意味で給付命令の上限を画するこ 説に対する論理上必然的な批判とはなり得ないであろうと私は考え 見方に影響されてはいないであろうか。 事者間で判断は一つしかあり得ないとすること自体実体法的な物 つた部分である以上は当然であろう。 ここでは繰返さない。 は既に前掲論文中でいずれも理由がないことを明らかにしたので、 性も生じるという考慮もある (Elrance)。 るし(たとえば、 密判範囲の不特定、訴訟制度の)、 さらに、 と――について当事者の自由を認めるとともに……」と(三00頁間)。 可能性についていえば、 むしろ問題にとつて重要なのは、 債権が原告の恣意により細分されるのに応じて判断抵触の可 既判力の範囲も分割された分についてのみ生ずるのだとすると 前者の考え方の基礎には、 部請求が当然に全部請求として取扱われるとする一部請求否定 一部請求を不適法とする一部請求否定説とは勿論異る。 後者すなわち同一債権につき存する判断抵触 判断の対象が同一債権であつてもその異 後説の根拠と共通のもの 同一債権の存否につき同一 一部請求を認めるべき実際上 かくして、 前記共通の根拠につい もし一部請求を認 この理由も肯定 から 存 L L か

とされ、さらに「一部請求の問題の本質は、金銭債権の数量的な一は、どんなに両説を対決させても、理論を深める役には立たない」三、もつともこの点に関して伊東教授は、「従来の論争の 枠内で

5

(村松前掲)。

の必要とその弊害の比較衡量の問題、

換言すれば政策的考慮である

部についてのみ判決の『既判力の範囲の問題から出発しなければならないあり方を規定し、従つて、既判力が申立のあり方を規定するとともあり方を規定し、従つて、既判力が申立のあり方を規定するとともを既判力の不可分性と翻訳することができるからである」とされてを既判力の不可分性と翻訳することができるからである」とされてを既判力の不可分性と翻訳することができるからである」とされてを既判力がどの範囲に及ぶかは、既述のごとく論理上必然的に裁判の既判力がどの範囲に及ぶかは、既述のごとく論理上必然的に決定されることではなく、政策的考慮から決定さるべきことで可能から出発しなければならない。

の判断であつて、この点が既判力を以て確定されるわけではないた結果、前掲論文において肯定説を妥当であると考えたのである。伊東教授の正四、肯定説によれば、一部請求は適法であり、訴訟物は債権の一四、肯定説によれば、一部請求は適法であり、訴訟物は債権の一四、肯定説によれば、一部請求は適法であり、訴訟物は債権の一四、指定説によれば、一部請求首定の場合の利害得失を検討し私はこの政策的見地より一部請求肯定の場合の利害得失を検討し

らないということを意味しているのである。

という命題が、実はその前提としての政策的考慮から出発せねばな

られて残額九○万を訴求しえないという結果は、固より一○万が全うに批判されている。「一○万の確定をえた原告が既判力に阻止せ五、なお伊東教授は、前記の立場に立たれて、否定説を以下のよ

されたものが一○万以下ではないとともに一○万を超えるものでも 然この権利とともに確定される謂われはなく (全額を確定した場)、その 当ではないようにも考えられる。 みえるが、実はその例外を正当化する原因がそれ以前の制度的要請 否定説は結果的には既判力の客観的範囲限定の原則に反するように 要求としているのであるから、既判力の客観的範囲の例外現象はこ ○万以外にも存するか否かには何のかかわりもない」と(サルセセー「再)。 ないということをそれは意味するだけで(定の場合も同一) 実体権が一 い。「既判力の双面性」ということを接用し来つたにしても、 確定を説くことは即ち判決理由に既判力を認めることに 他 なら な の一〇万の(部分)債権それ自身としては無用な外部的制約が、 部だという確定を伴うものとみなければ説きえない所であるが、 として別に存在するのであつて、これを非難することは必ずしも妥 の点に基因すると考えるべきではなかろうか。かように解すると、 定の政策的根拠から既判力が当該債権の全体に及ぶことを制度的 否定説が理由中の判断に既判力を認めたというよりは、むしろ、

ならないし (元紀) また 既判力により その主張が 遮断されることもる場合は訴訟における攻撃防禦方法提出の制限にしたがわなければは自由で何時でもできるはずであるが、訴訟上これが行使を主張すないように思われる。たとえば、実体法上形成権 (解釋於事)の行使ないように思われる。たとえば、実体法上形成権 (解釋於事)の行使ないように思われる。たとえば、実体法上形成権 (解釋於事)の行使ないように思われる。この批判も必ずしも妥当では記められない。

判例研

究

判

法が訴訟法上認められるべきか否かは、その利害得失をめぐる政策制限されることは充分考えられる。そして結局かかる権利主張の方法上認められる権利主張の方法が訴訟制度の目的からみて訴訟法上相殺しなかった場合は確定の明改は請求異談事にならない)。 かように、実体おと――素子増補強制執行法九九頁――訴これを示している)。 かように、実体おと――禁予増補強制執行法九九頁――訴と礼を決している)。 かように、実体の人にしたは、総付判決確定後に取消権を行使して請求異談の訴を提起することはできる人にした。

し、判旨に賛成する。 からは一部請求を認めるべきであると考 える の で、 肯定説を是としかし、前掲論文において既に検討したように、その政策的考慮 的考慮から判断されるべきである。

昭三七18(最高民集一六卷)

国税徴収法旧ニ三ノーによる代位者の独立当事者参加

消しYに支払を命ずべきことを求めた。 こしていなかつた。第一密はYの全面的な本案勝訴におわったの 己に対する支払を求めたが、Xに対しては当初いかなる請求をも起 事者として訴訟に参加した。参加人・国は、Yに対し当該金銭の自 処分としてXの当該債権を差押さえた国が、民訴七一条に基づき当 X (原告) Y 預け金返還並びに差押債権履行請求事件 口答弁論期日においてXに対し本件債権の取立権がないことの確 参加人・国から控訴、Xは控訴しなかつたが、国は控訴※第四 (被告) Xは控訴密第三回ロ頭弁論期日において原判決を取 問に預け金返還請求訴訟の緊属中、 Y は、 (昭三七・八・一〇第二小 Xが控訴期間内に自 国税滞納

ち控訴をおこさなかつたことによつて、

X敗訴の第一審判決が確定

とした原判決の解釈は首肯できるところであり、 取立権を取得し被差押債権者の権利を行使しうるに至る関係である 権者に代位する法律関係を、 税徴収法の条規に基づく滞納処分の債権差押によつて国が被差押債 と主張した。最高裁いわく、「所論は独自の見解にすぎず、 こさなかつたことによつて、X敗訴の第一審判決は確定している、 準用はないと解すべきであるから、Xが控訴期間内に自ら控訴をお 条後段の参加 を認容した。これに対し、Yから上告をおこしたのが本件であつ について審理のうえ、第一審判決を変更して、 していると主張するので、 て、上告人は、 民訴七一条、 - 棄却。 (権利主張)でなく、 本件参加は民訴七一条前段の参加(権利被害)で同 六二条を適用した原判決には所論違法はない」 控訴裁判所はまずこ 同条規により差押後国が被差押債権の 前段の参加については六二条の 参加人・国の両請求 の主張を排斥、 所論国

る立場を主張される) 依権自体の移転たとす)。 て取立を為し得るに過ぎない」から民訴七一条後段の第三者に該当 く 権の取得と解するのが正当てあろう)、場合の差押の目的を逸脱するから取立)、 移転を意味するのか、 三者に該当すると判示するのである(平路判事の意味で問題を捉え且つ三者に該当すると判示するのである(平路判事の本件判批(民商四八巻五号七 差押債権者の権利を行使しうるに至る」のであるから同条同段の第 の代位が単なる取立権の取得を意味するのか、それとも債権自体 つて「政府ハ……債権者ニ代位ス」と定めるものであつたから、こ ないと主張するに対して、 (だなととは言つていない) 上告論旨が差押によつて国は「Xに代」 本件差押当時の国税徴収法(昭三四法一四七)二三条ノーは、 国がただ「Xに代つて取立を為し得るに過ぎな 議論の余地があるわけであるが 国は「被差押債権の取立権を取得し 判旨はこの問題にかかわるのでは (債権自体の移転 差押によ

るから、 れを行使しうるものと、 持たないということでは、 立ができ、 ٤ いう上告論旨の意味は判然としないが、 且 つX自ら取立を行う場合は国はこれに容喙する権限を 判旨ともども、 解しなければ 滞納処分の目的は全く達しえないのであ 国が取立権を取得 ならない。 Xにおいても自ら取 国 のみがこ

みれば (苯子新修体系四一四頁にいわゆる「請求の趣旨におい)、 条本段の文言が何を意味するか 条後段の要件が具備することになる(近段にも該当しないであろう) らで、ある (照。平峯判事前掲も民訴七一条の要件を満足することを認められるが前段からで、ある (伊東「民事訴訟に お ける 参加の諸形態とその特質」 法学教室二号五八頁参 を牽制して彼が給付を受けることを妨げ、 いでは、 部カ自己ノ権利ナル 然るときは、 三面統一 その存立理由を全うしえないこの場合の取立権の性質に鑑 解決を意図する本条の趣旨に適合すると認められるか 国は、 コト XY間の訴訟につき 「訴訟 ヲ主張スル第三者」に該当し、 は必ずしも明かとはいえないが、 みずから給付を受領し 一ノ目的 紛争は、 ノ全部若 民訴七 あた X 本 か な

九二頁)。本件で、国は、一卷二)。 権否定の主張も包含されていると見ることができるのであるから、 使が七一条の参加と称して登場するとき、 至つて始めてXに対する請求を追加したが、 そうでなければ、六二条準用の根拠が与えられない 尤も、 原告・被告双方に対して請求をおこすことが必要である(兼子) 民訴七一 に 対 する請 条によつて独立当事者参加をしようとする第三者 当初Yに対してのみ請求をおこし、 求を欠くことのみをもつて、 そこにはXに対する取 Yに対する取立権の行 (山木戸「訴訟参加と 直ちに本件参加 控訴審に

> くない)。 否かは、 こしたかどうかによつて定まるべきではない • が されるがその根拠は明かでない)は跛行参加と奪しつつこれを許容)。 評釈を参照(彼此矛盾はしない))とともに、ては本誌本欄昭三七年一二事件の)とともに、 どうかによつて定まり、 加を不適法と認めなければならない(常に若しくは或場合 "形式上" 当事者 して形式上一方に対する請 請求がおこされたと認むべき参加も、 **〜理由のあることを要しない。 またこれは本来審理についてであり 訴訟要件の審理につい(三面訴訟を生ぜず六二条の準用なし。 但しこれは請求自体から判断すべきことて 請求が** 解決」を必要としない場合は、 者双方に対して請 を違法視する必要はない あるから、 紛争自体の性質に基づくものである以上、 当事者双方に対し参加人が請求をおこしたと解しうべきか 本件で、 参加は当初から実質的に適法であつたと考えることが 求をおこした参加も、 国は、 現に形式的に当事者双方に対して請求を (な参加をも独立当事者参加として許容し平案判事前掲(判例は当事者の一方に対してのみ請求をおこす片面的 後にXに対する請求を追加しているので 求のみに固執するような場合は、 六二条の準用、 独立当事者参加と認むべきではな 実質的に当事者双方に対する 参加人が 訴訟物の性質上 従つて三面訴訟の からである。 参加を許容すべきか 反対の意思を明 現に当事 一面統 か

統一 本案の審理に関し、 に基づく参加の場合たると同条後段に基づく参加の場合たるとで相 は六二条が準用せられる(民訴七)。 は なく 解決」を図るための構造であるに基づくから、 たん三面訴訟の成立した上は(ことについては伊東民事訴訟法一一七頁) これは (州の旨 はこの点から不当でなく却つて上告論旨の想定する区別にや平器判事の前掲判批が本件をそのいずれとみるのか明 本来の必要的共同訴訟 一当事者に対する関係で他の二当事者相 これは、 の場合 一面訴訟が紛争の「三面 0 民訴七一 がは成立たない)、 共同 条前 訴 互 間

きる(と扱うべきである(訴訟物の動態的把握・))きる(Xに対する請求が当初から存在していたもの)。

判

例

上告理由は全く理由がない(海解期間)。 上告理由は全く理由がない(海解期間)。 上告理由は全く理由がない(海解期間)。 上告理由は全く理由がない(海解期間)。 上告理由は全く理由がない(海解期間)。

問題は、控訴密が、Xの附帯控訴なきに拘らず、XのYに対する間題は、控訴密が、Xの附帯控訴ならないけれども、一概にあるが (契業判準の前機判批はこの点で判決を不当とし原判決の)、控訴審第三にあるが (契業判準の前機判批はこの点で判決を不当とし原判決を別的に両立しない参加人の主張を認容しよう と する 控訴裁判所が、的に両立しない参加人の主張を認容しよう と する 控訴裁判所が、「三面統一解決」を理想とする三面訴訟で、Xの附帯控訴と認められる余地があるのではないかという点を別にしても、Xの請求と論理る余地があるのではないかという点を別にしても、Xの請求と認められて一見無意味な行為が事情の奈何によつては附帯控訴と認められる余地があるのではないかという点を別にしても、Xの附帯控訴がないかのに両立しなければならないけれども、一概に更しなければならぬというのは、制度の趣旨に矛盾するのではある時といか。この点はなおよく考えなければならないけれども、一概に控訴密を責めるには躊躇を感じる。

判旨に賛成する所以である。

伊東 乾